

第32条の3 少量危険物を収納した容器を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて貯蔵してはならない。(ほ)

2 少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。(す)(ほ)

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所(移動タンクを除く。)の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造(建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。)の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。(に)(ほ)

| 容器等の種類     | 貯蔵し、又は取り扱う数量      | 空地の幅    |
|------------|-------------------|---------|
| タンク又は金属製容器 | 指定数量の2分の1以上指定数量未満 | 1メートル以上 |
| その他の場合     | 指定数量の5分の1以上2分の1未満 | 1メートル以上 |
|            | 指定数量の2分の1以上指定数量未満 | 2メートル以上 |

(2) 液状の危険物を取り扱う設備(タンクを除く。)には、その直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備(第4類の危険物のうち水に溶けないものを取り扱う設備にあつては、貯留設備又は油分離装置)を設けること。(ま)

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で造り、かつ、堅固な地盤面に固定すること。(ほ)

#### 【解説】

本条第1項は、少量危険物を屋外で架台を用いて貯蔵し、又は取り扱う場合の高さは、6メートル以下とすることを規定したものである。

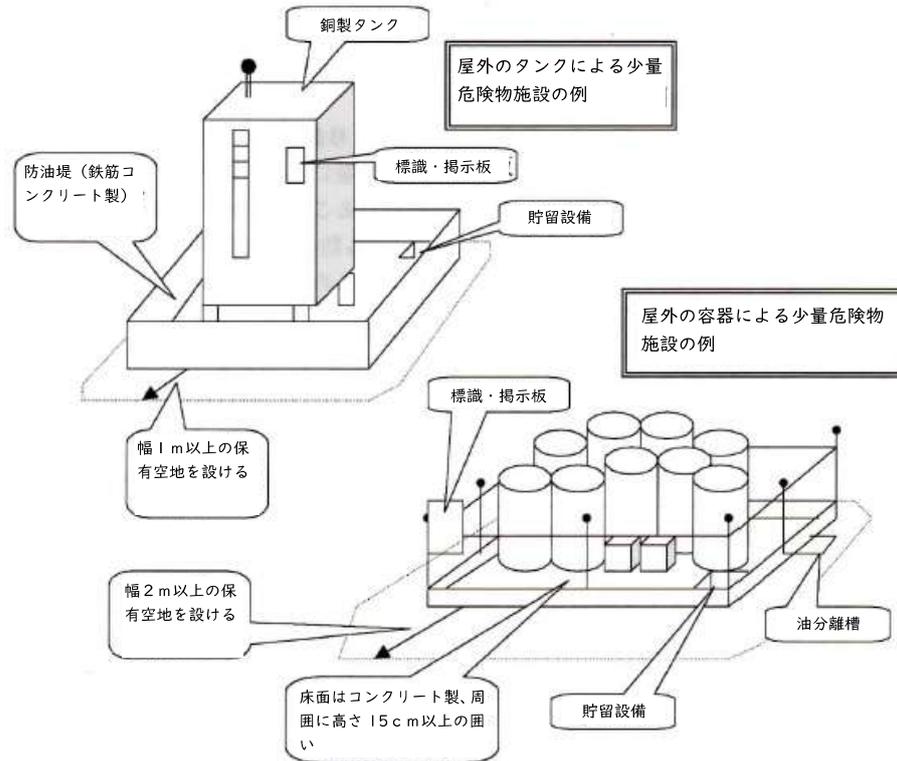
第2項は、少量危険物を屋外において貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を規定したものである。

#### 1 第2項第1号

用語等については、次のことに留意すること。

(1) 「空地」とは、少量危険物貯蔵取扱所が火災になった場合、他への延焼を防止し、かつ、消防活動に使用するための空地であり、少量危険物貯蔵取扱所の一部に含まれ規制されるものである。(図32の3-1参照)

図 32 の 3-1 屋外の少量危険物施設の例



(2) 「空地を保有」とは、少量危険物貯蔵取扱所の所有者、管理者、占有者がその所有権、地上権、借地権等を有していることをいう。

(3) 少量危険物貯蔵取扱所が建築物の屋上にあるときは、屋外として取り扱うものとする。

(4) 「防火上有効な塀」とは、高さ1.5メートル以上の不燃材料で造るものとし、少量危険物貯蔵取扱所の高さが1.5メートルを超える場合は、当該施設の高さ以上とする。

塀を設ける範囲は、空地を保有できない部分を遮へいする範囲以上とし、かつ、地震等の災害において容易に破損、転倒しない構造とすること。

(5) 「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」とは、塀の高さは地盤面から少量危険物貯蔵取扱所が直面する階までの高さとし、幅は、空地が保有できない部分を遮へいする範囲以上とすること。開口部のない準耐火構造の壁も同様の扱いとする。(図32の3-2、図32の3-3-1、図32の3-3-2参照)

図 32 の 3 - 2 塀を設ける場合の例

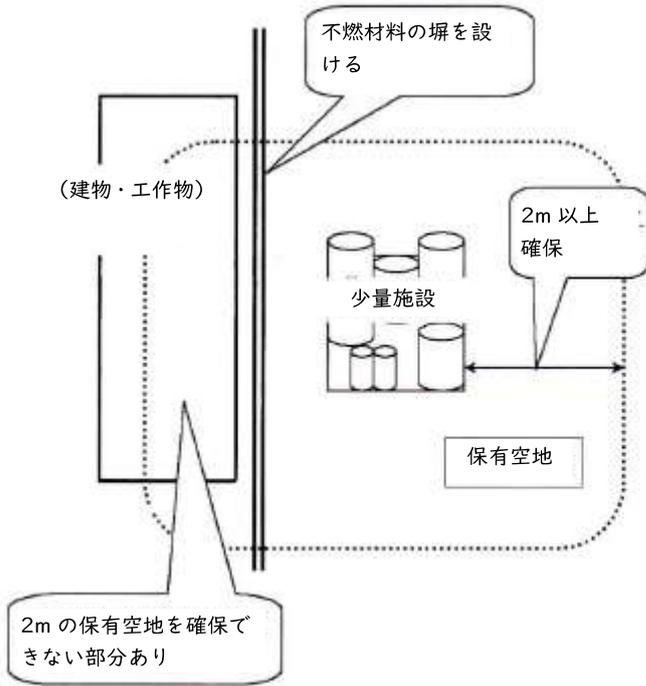
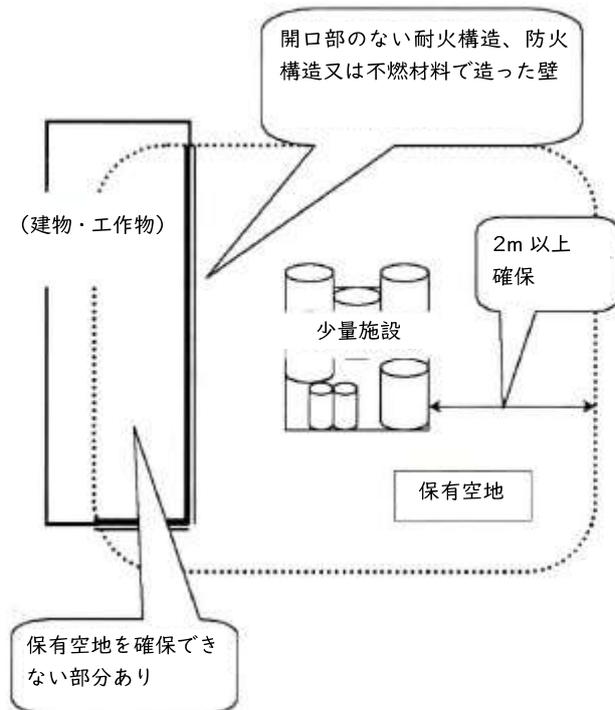


図 32 の 3 - 3 - 1 ・ 図 32 の 3 - 3 - 2 耐火構造等の壁に面する場合の例



### 2 第2項第2号

(1) 「同等以上の効果があると認められる措置」には、次の方法がある。

ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に、排水溝を設ける方法

イ 設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法

ウ パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められるもの

(2) 傾斜については、円滑にためますに流入する程度の勾配とし、また、ためますの大きさは貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じたものでなければならないが、最低縦、横、及び深さがそれぞれ30センチメートル以上とするのが望ましい。

### 3 第2項第3号

架台は不燃材料で造り、堅固に固定すること。